

自己啓発事業補助実施要綱

1. 助成内容

会員が長浜市及び米原市内の指定管理を含む公立施設並びに商工会議所・商工会、NHK及び全福センターが開催する自己啓発講座を受講したとき、または会員が国家資格を取得するため公的機関が実施する国家資格取得試験を受験したとき、会員が支払った料金の20%以内2,000円を限度に助成する。

2. 対象者

講座受講時、資格試験受験時に会員であること（年1回限り）

過去において同一講座、同一受験の請求がないこと

3. 期間

令和5年4月1日（日）から令和6年3月31日（日）

4. 申請の方法

各種補助申請書（所定用紙）に、必要事項記入のうえ事務局に提出する。

最終申請締切日 令和6年3月18日（月）

5. 補助金額

支払額の20%以内（100円未満切捨て）

限度額：2,000円

6. 添付書類

講座募集案内要綱または案内文書（写）

会員名が記載された受講料・受験料の領収書

（原本が必要な方には返却しますので、お申し出ください）

7. 申請期日及び交付期日

講座または資格取得試験にかかる料金支払い後に、事業所を通じて申請ください。

但し、最終締切日後に自己啓発講座を受講・受験される場合は、事前にご相談ください。
補助金は、原則事業所を通じて交付します。